

平成30年1月1日施行

# 媒介報酬適正化で要望実現

「400万円以下」で上限18万円に  
売主からの媒介報酬額が上げられました

## 半世紀ぶりに「報酬額告示」の改正が実現しました

全国宅建政治連盟と47都道府県宅建政治連盟が連携して要望してまいりました「媒介報酬の適正化」に関して、宅地建物取引業者の媒介報酬額告示が48年ぶりに改正され、400万円以下の宅地・建物の場合、売主から18万円（プラス消費税）を限度に媒介報酬を受領できることになりました。

【右記 新告示参照。平成29年12月8日改正、平成30年1月1日施行】

### 報酬額告示第七「空家等の売買又は交換の媒介における特例(要旨)」

低廉な空家等（売買代金や交換の額が400万円以下の金額の宅地又は建物）の売買又は交換の媒介であって、通常の売買又は交換の媒介と比較して現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者（空家等の売主又は交換を行う者である依頼者に限る）から受けることのできる報酬の額（当該媒介にかかる消費税等相当額を含む）は、第二の規定にかかわらず、第二の計算方法により算出した金額と当該現地調査等に要する費用に相当する額を合計した金額以内とする。この場合において、当該依頼者から受ける報酬の額は18万円の1.08倍に相当する金額を超えてはならない。

### 要望実現までの主な経緯



自民党中古住宅市場活性化小委員会  
で要望（H29.2月21日）



金子一義宅議連会長に要望  
（H29.5月18日）



石井啓一国土交通大臣に要望  
（H29.9月20日）



宅議連・全政連合同総会で要望  
（H29.11月8日）

会員の経営環境の改善と地域の住環境の向上に取り組む

## 東京都宅建政治連盟

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-2-5 飯田橋メインビル3階 TEL:03-3264-5320